備考（一）第一予備日は平成二十三年四月二十四日において、第二予備日は第一予備日において、第三予備日は第二予備日において、第四予備日は第三予備日において、第五予備日は第四予備日において、第六予備日は第五予備日において、それぞれ悪天候その他の理由により橋梁架設作業が行われなかった場合に、当該作業が行われる日である。

（二）橋梁架設作業が行われている間は、青色のせん光灯一個、上から黄色、緑色及び黄色の方旗一旒（りゅう）並びに「（仮称）第2音戸大橋建設工事」と表記された幕を掲げた警戒船が配備される。

○環境省告示第四十三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月七日　環境大臣　松本　龍

表（R）―2―［4―（6―クロロ―1，3―ベンゾオキサゾール―2―イルオキシ）フェノキシ］―2―フルオロ―N―メチルプロピオンアミド（別名メタミホップ）の項の次に次のように加える。

O―エチル＝O―4―ニトロフェニル＝フェニルホスホノチオアート（別名EPN）	0.0037mg／1
1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―［1―メチル―2―（2―メチル―2H―テトラゾール―5―イル）ピラゾール―5―イルスルホニル］尿素（別名アジムスルフロン）	0.25mg／1
（1R，3S）―2，2―ジクロロ―N―［（R）―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1，2―ジクロロ―N―［（R）―1―（4―クロロフェニル）エチル］―3―メチルシクロプロパンカルボキサミド、（1R，3S）―2，2―ジクロロ―N―［（S）―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1，2―ジクロロ―N―［（S）―1―（4―クロロフェニル）エチル］―3―メチルシクロプロパンカルボキサミド及び（1S，3R）―2，2―ジクロロ―N―［（S）―1―（4―クロロフェニル）エチル］―3―メチルシクロプロパンカルボキサミドの混合物（別名カルプロパミド）	0.037mg／1
3，4―ジメチル―1，2，3―チアジアゾール―5―カルボキサニリド（別名チアジニル）	0.10mg／1
（RS）―7―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イルチオ）―3―メチル―2―ベンゾフラン―1（3H）―オン（別名ピリフタリド）	0.014mg／1
1―（4―クロロベンジル）―1―シクロペンチル―3―フェニル尿素（別名ペンシクロン）	0.14mg／1
1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―［2―（ジメチルカルバモイル）―5―ホルムアミドフェニルスルホニル］尿素（別名ホラムスルフロン）	1.3mg／1
N―tert―ブチル―N'―（3―メトキシ―o―トルオイル）―3，5―キシロヒドラジド（別名メトキシフェノジド）	0.26mg／1

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月七日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都新宿区新宿四丁目一九番三から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番二八まで	前	二八・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	二八・〇〇～六五・〇〇メートル	〇・〇三二

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月七日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
二十号	東京都新宿区新宿四丁目一九番三から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月七日

○九州地方整備局告示第八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人大分県建築住宅センター

三(1) 代表者の氏名の変更

変更前	立花　充康
変更後	畑田　和男

(2) 変更年月日

平成二十三年三月三日

四(1) 役員の氏名の変更

変更前	立花　充康
変更後	―

(2) 変更年月日

平成二十三年三月三日